

商工会ニュースやはば臨時号No.29

地域企業経営支援金 重要なお知らせ

商工会では、対象期間内の連続する3か月の売上について、前々年同期の売上との差額（減収額）を1事業所当たり30万円を上限として支援する「地域企業経営支援金」の申請受付を行っています。詳しい内容、申請様式等につきましては、矢巾町商工会ホームページ（<http://www.shokokai.com/yahaba/>）をご確認ください。

国が実施を予定している「事業復活支援金」と本会で受付している「地域企業経営支援金」について、事業趣旨や対象期間等が重複することから地域企業経営支援金の対象期間が以下の通り変更となりました。

当初：令和3年 4月～令和4年 3月
変更：令和3年 4月～令和3年10月

また、申請受付期間も以下の通り変更となりました。

当初：～令和4年3月31日（木）まで
変更：～令和4年 1月14日（金）まで
※当日消印有効

11月以降分については、国の「事業復活支援金」の活用をご検討ください。

「事業復活支援金」については、詳細が分かり次第ご案内します。

事業復活支援金とは？（令和3年11月25日時点）

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続・回復を支援するための支援金を給付するもの。

令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上減少率に応じて、売上減少額を基準に中小企業等は最大250万円、個人事業主は最大50万円を支援金として支給。

※現時点の公表内容であり、変更の可能性があります。